

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

広島県の西端、山口県との県境に位置する大竹市は、瀬戸内海に面し、県境を流れる小瀬川により豊富な水資源に恵まれ、古くから産業のまちとして発展してきた。市制施行後、工業都市建設計画を策定するとともに積極的に企業誘致に取り組み、臨海工業都市として発展を続けている。

しかし、産業構造の転換が進んだ昭和50年をピークとして、全国よりも早く人口減少が始まり、現在もその傾向が継続しており、現在、市内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

これまで、金融機関と連携した設備投資等への融資や人材育成費用の一部を補助する中小企業経営安定支援事業等を講じてきたところであるが、市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で設備投資が活発な自治体の1つとなり、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に15件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

大竹市の産業は、製造業を中心に、農業や水産業、サービス業など多様な業種が大竹市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

従って、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

大竹市の産業は、沿岸部、島しょ部、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、大竹市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

大竹市では、製造業を中心に、農業や水産業、サービス業など多様な業種が、経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。従って、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

なお、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた連携等、多様である。従って、本計画においては、労働生産性の年平均3%以上の向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。